

平成16年5月11日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出日

(1) 請求人 児嶋 研二ほか5名

(2) 提出日 平成16年3月12日

2 請求の内容

平成16年3月6日付け西日本新聞の報道によれば、福岡県警生活安全部銃器対策課庶務係長であったA氏は、1995年度から99年度にわたって、捜査費に関しては架空の捜査協力者への謝礼を装うなどし、旅費に関しては架空の出張期間を設けて「カラ出張」などの会計処理により、生活安全部銃器対策課職員らが5年間に総額約6,600万円を「裏金」として不正に支出してプールし、そのほとんどが本来の捜査費、旅費として使用されなかった事実を明らかにしている。これは、不当な公金の支出に当たるので、監査委員は約6,600万円のうちの県費に関する不当な支出額を確定して、福岡県知事に対して、公金支出の決裁権者、公金支出手続を行った担当職員、裏金を使用した職員らに支出相当額の損害賠償を求めるなど、損害を補填するための措置を講じるよう勧告することを求める。

なお、本件は、不当な公金の支出から1年以上を経過しているが、福岡県警に関しては平成14年7月1日以降に作成された文書しか福岡県情報公開条例の対象とはなっておらず、住民が本件の支出に関して初めて知ることができたのは本年2月29日のテレビ報道、3月6日の新聞報道によってであり、それまでは全く知ることができなかったものである。

よって、地方自治法第242条第2項の「正当な理由があるとき」に該当する。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成16年3月12日(以下平成16年は年を省略する。)にこれを受理した。

なお、本請求は、公金の支出があった日から1年を経過しているが、請求書記載のとおりと認められることから、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があると判断した。

添付された事実を証する書面は、3月6日付け朝日新聞記事及び西日本新聞記事の写しである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

福岡県警察本部生活安全部銃器対策課における平成7年度から平成11年度までの間の県費に係る捜査報償費及び旅費の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

福岡県警察本部生活安全部銃器対策課(以下「銃器対策課」という。)及び同総務部会計課(以下「会計課」という。)

3 請求人の陳述等

- (1) 法第242条第6項の規定に基づき、4月2日に請求人の陳述の機会を設け、請求人児嶋研二ほか1名から陳述があった。その際、同条第7項の規定に基づき、監査対象機関の職員を立ち会わせた。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

ア 福岡県をはじめ全国の多くの県で、元警察幹部等から組織的裏金作りなどの不正経理の実態に関する内部告発や証言が相次いでいる。北海道においては、住民監査請求がなされたこと、また、静岡県警は不正支出を認め返還したことなどの経過がある。

イ 福岡県において、今回の住民監査請求のきっかけとなった銃器対策課元庶務係長の会見以後、多数の証言や報道があり県民から非難の声がある。

ウ 地方財政が逼迫を極めている現在、県警のみが過去の不正支出疑惑を放置し続けることは許されるはずもない。県民の信頼を回復するためには、時機を失することなく直ちに旧弊を改める努力をしなければならない。今回の不正支出に対して、十分な警察への監査を実施するよう強く求めるものである。

エ 警察の自浄能力に期待するが、懸念のほうが大きいが大きい。県民のやるせない思いをしっかりと受け止め、第一線で活躍する警察官が使命感に従い忠実に活動できる警察組織に更生できるよう、監査を期待するものである。

- (2) 法第242条第6項の規定に基づき、請求人から陳述時に、高知新聞記事(平成15年7月23日付ほか)、西日本新聞記事(3月8日付ほか)、読売新聞記事(3月10日付ほか)、毎日新聞記事(3月16日付ほか)、朝日新聞記事(3月16日付ほか)、高知県市民オンブズマン連絡会議作成文書、元県警警部杉浦生氏著作の「警察署の内幕」の抜粋及び現職警察官から市民オンブズマン福岡への投書2通が新たに提出された。

- (3) 4月7日に監査対象機関の陳述に対して、請求人の意見書が提出された。その主旨は、県警の内部調査では、公金の不正使用疑惑を解明することは全く期待できないこと、また、全国で起きている警察の裏金疑惑に対して、現在の警察の内部からの改革は期待できないことが明らかであり、県民の信頼を回復するためには、時機を失することなく直ちに旧弊を改める努力をしなければならないこと、今回の不正支出に対して十分な監査が実施されることを求めるものであった。

4 監査対象機関の陳述等

- (1) 4月2日に監査対象機関を代表して福岡県警察本部総務部長(以下「総務部長」という。)から陳述があった。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

ア 福岡県警察(以下「県警」という。)は、公金の執行に関する諸手続については、各法令及び規則等に基づき適正に執行している。県費に係る捜査報償費及び旅費の支出手

続に関しては、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号。以下「財務規則」という。)に基づき事務手続を行っている。

イ 銃器対策課の疑惑報道については、現在、福岡県警察本部(以下「県警本部」という。)で調査中であり、その調査結果を踏まえて適正な対応を講ずることとする。

ウ 捜査報償費及び旅費の支出手続は、財務規則等の規定に基づき執行しており、請求人による措置請求書に記載される事項は、元職員であるA氏の一方的な話に基づく新聞報道を基にしているもので、請求事実を疎明しておらず、証拠としての適格性に欠けており、福岡県が被ったとされる損害の特定資料にも該当しないものと考えられる。

その理由として、第一に、請求人は、元職員の一方的な証言に基づく新聞報道の記事を読んで不正があったと思いこみ、「公金支出の決裁権者」、「公金支出手続を行った担当職員」、「裏金を使用した職員」に対して損害賠償の補填措置を主張しているが、新聞報道の記事内容だけで事実を証明する資料としては不十分で、損害の事実を特定することはできない。第二に、新聞報道によれば、銃器対策課の庶務係長であったA氏とあるが、氏名が公表されておらず元職員なのかどうか、また、95年からの証拠書類のコピー資料が本物かどうかの確認の方法がないため信用性に欠けるものである。第三に、95年度から99年度にわたってとあるが、95年度から97年度までの3年度分の文書は、文書保存年限を経過しているため廃棄しており、確認する方法がない。第四に、「捜査に関して架空の捜査協力者への謝礼を装い」や「旅費に関して架空の出張期間を設けてカラ出張などの会計処理」とあるが、捜査報償費及び旅費の支出手続は、財務規則の規定により行っている。第五に、「5年間に総額約6,600万円を裏金として不正にプールし、本来の捜査費、旅費として使用されなかった。」とあるが、使用されなかったとする事実についての証拠資料が存在するのか明らかにされていないため確認するのが極めて困難である。

以上のとおり、請求人の請求措置内容については、根拠が明確にされていない。

- (2) 4月8日に請求人の陳述に対して、福岡県警察本部長(以下「県警本部長」という。)の意見書が提出された。その主旨は、疑惑報道については、現在調査中であり、その結果を踏まえて適正な対応を講ずることとしていること、請求人の陳述内容は、措置請求書の内容と同様であり、新たな証拠を提出しているとは考えられないこと、請求人は元職員の著書等を用いて公金不正支出を裏付けるものとしているが、その内容は元職員らが退職後、数十年を経て記したものであり、記事内容に関する証拠もなく記憶をたどっての記述にとどまっており、いずれも請求事実を疎明する特定資料に該当しておらず、証拠としての適格性に欠けるものであること、また、捜査報償費の執行の際に、偽名等を使用することはやむを得なかったものと思慮されることであった。

5 実地監査

(1) 会計課

3月24日から、捜査報償費及び旅費に係る支出関係書類の保管状況とその内容及び関係書類について調査を行った。

(2) 銃器対策課

4月1日から、捜査報償費及び旅費に係る支出関係書類の保管状況とその内容及び関係書類について調査を行った。

(3) 監査委員による調査

4月7日に監査委員全員による調査を実施し、銃器対策課の業務内容、捜査報償費及び旅費の執行手続や執行額等について、県警本部の総務部長及び生活安全部長ほかから説明を受けるとともに、監査の過程での疑問点や銃器対策課元庶務係長から得た資料に基づく疑問点等について事情聴取を行った。そのほか、監査委員による調査を適宜実施した。

6 関係職員への事情聴取等

(1) 現在及び当時の会計課の課長及び次席

現在の会計課の課長及び次席に対し、捜査報償費に関する取扱規程等の有無、会計処理の流れ、銃器対策課への交付額等について、また、旅費に関する会計処理の流れ、銃器対策課における執行額等について事情聴取を行った。

また、監査対象期間に在籍したすべての会計課の課長(3名)及び次席(3名)に対して事情聴取を要請したが、このうち5名は業務多忙のため日程の都合がつかない等の理由から、事情聴取には応じられないとの回答がなされたため、平成8年度から平成9年度にかけて在籍した次席1名からの事情聴取を行った。

(2) 現在及び当時の銃器対策課の課長及び次席

現在の銃器対策課の課長及び次席に対し、捜査報償費に関して、その性格と用途、取扱規程等の有無、捜査の実態及び偽名での協力者(捜査協力者及び情報提供者をいう。以下同じ。)の記載、支払精算書の確認方法、協力者の実態把握と管理等について、また、旅費に関して、捜査に係る出張命令の実態、復命の実態等について事情聴取を行った。

また、監査対象期間に在籍した銃器対策課の課長及び次席からの事情聴取は極めて重要であることから、当時のすべての課長(4名)及び次席(3名)に対して事情聴取を要請した結果、すべての課長及び次席からの事情聴取を行うことができた。

(3) 内部監査を担当した会計課職員

捜査報償費及び旅費に関する内部監査を担当した当時の会計課の課長補佐(平成9年度に監査指導室が設置される以前の監査担当責任者)及び会計課内に設置された監査指導室長に対し内部監査の実施状況やその結果等について、文書による調査を行った。

(4) 当時の銃器対策課捜査員等

捜査報償費について、直接執行する立場にある者から受領の事実や支払の状況を確認するため、捜査報償費の「支払精算書」等に記載されていた当時のすべての銃器対策課捜査員19名に対し文書照会した。

また、文書照会の回答を踏まえて事情聴取を行うため、上記全員の捜査員に対して事情聴取の要請を行った結果、10名の捜査員から協力を得た。9名の捜査員は日程の都合により事情聴取ができなかった。

旅費については、「出張命令書」記載のとおり出張したか、また、旅費が支給されたか

どうかについて確認するため、「出張命令書」に記載があった当時のすべての銃器対策課職員70名に対し文書照会した。さらに、捜査報償費の事情聴取を行った上記の10名の捜査員及び銃器対策課旅費担当者から事情を聴取した。

7 関係人調査

(1) 銃器対策課元庶務係長

銃器対策課庶務係長として平成7年11月から平成11年8月の間に在職した元職員に二度の事情聴取を実施し、当時の支出関係書類等のコピーである文書の提出を受け、文書の内容等について説明を聴いた。

(2) 協力者等

捜査報償費の「支払精算書」に記載されていた協力者について、監査対象機関からすべて偽名であるとの説明がなされるとともに、前記元庶務係長からもすべて偽名との証言があったため照会は行わなかった。

また、添付されていた飲食店等の「領収書」については、真正に発行されたものであるとしても、「領収書」にあて名もなく、当該捜査員がその捜査に関して支出したものであると確認できないので、照会を行わなかった。

(3) 宿泊施設等

銃器対策課職員の平成10年度及び平成11年度の旅費に関して、県外出張における宿泊施設及び訪問先の警察署等に対して文書照会を実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 監査対象機関の協力

監査に当たっては、監査対象機関から、監査日程の調整、支出関係書類等の閲覧及び当時の幹部や捜査員等に対する連絡調整などに関しては、十分な協力を得ることができたが、警察の捜査活動に密接に係わる事案であったことから、捜査上の秘匿性を理由に、捜査記録等の閲覧などについては協力を得られなかった。

また、県警の内部調査が進展していなかったこともあり、資料の提出や証言等が消極的であったこと、また、当時の幹部や捜査員等への事情聴取においても、記録や記憶がないなどの発言が多く、具体的な資料の提示や説明がなされなかったことも否めない事実であった。

(2) 捜査報償費について

ア 捜査報償費の概要

捜査報償費の執行に関し、財務規則以外に、監査対象期間における捜査報償費に係る経理事務の「手引き」等が存在したか否かについて、現在の会計課職員に聴取したところ、分からないとのことであったので、当時の会計課の課長(3名)及び次席(3名)に文書照会したところ、1名の課長を除く5名から回答があったが、記憶にない等の回答であり、存在したとの確証は得られなかった。

なお、平成13年度以降は毎年度、国費に関する警察庁作成に係る「捜査費経理の手

引き」を参考として事務処理を行っていること、現存するのは平成15年度分であり、平成13年度及び平成14年度分は廃棄されているが内容は同じであること、平成12年度以前の事務処理についても平成13年度以降とほぼ同様の事務処理がなされていたとの説明があった。

財務規則及び平成15年度の「捜査費経理の手引き」等に基づく捜査報償費に係る基本的事項は、次のとおりである。

(ア) 捜査報償費の性格

捜査報償費は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費であり、経費の性質上、特に緊急を要し、又は秘密を要するため、通常の支出手続を経ては警察業務上支障を来たすものを対象として、資金前渡による現金経理で執行している。

(イ) 捜査報償費の用途

捜査報償費の具体的な用途は、捜査本部等を設置したときの本部設置のための施設、寝具、什器の臨時借上げ経費や捜査本部等に必要な自動車、船舶等の応急的な借上げ経費、捜査活動に伴い必要となる捜査協力者や情報提供者に対する謝礼、聞き込み、張込み、追尾等の際に必要な諸経費、協力者等との接触などの経費とされている。

(ウ) 捜査報償費の支出事務における関係職員の役割

a 取扱責任者及び同補助者

取扱責任者を県警本部長とし、その職務として、所用額を決定し、福岡県出納事務局（以下「出納事務局」という。）に請求すること、資金前渡職員（会計課長）の口座に振り込まれた金員を現金化すること、各取扱者に交付する額を決定し、交付すること、必要により協力者等に現金を支払うこと、必要により現金を保管すること、現金出納簿を備え、これに記載し、証拠書類を整備して保管することとされている。

取扱責任者の補助は、会計課長が行う。

b 取扱者及び同補助者

取扱者は、捜査報償費を執行する県警本部の担当課長及び警察署長等とされており、その職務として、取扱責任者に請求する金額を決定し、これを請求すること、取扱責任者から現金を受領すること、各捜査員等に交付する額を決定し、交付すること、現金を保管すること、必要により協力者等に現金を支払うこと、現金出納簿を備え、これに記載し、証拠書類を整備して保管することとされている。

取扱者の補助は、県警本部においては担当課の次席が、警察署等にあっては副署長等が行う。

c 捜査員

捜査員は、直接の捜査報償費執行者として、現金の交付を受け、執行した捜査報償費について、速やかに「支払精算書」を作成し、領収書等を添え、取扱者の補助

者を経由して取扱者に報告することとされている。

(I) 銃器対策課における捜査報償費の支出から精算までの手続

銃器対策課における捜査報償費の支出から精算までの流れは、まず、予算の範囲内で、毎月会計課から所要額を現金で交付を受け、この手元保管金の現金から、適宜捜査員に所要(概算)額を交付し、目的となる謝礼等の支払いに充てた後、精算することとされている。

その具体的な支出から精算までの手続は、次のとおりである。

第1段階 会計課の「支出負担行為決議書兼支出命令書」(以下「負担行為決議書」という。)により、毎月1日又は前月末に出納事務局から会計課資金前渡職員(会計課長)の口座に捜査報償費が振り込まれる。

第2段階 会計課長は、当該口座から現金を引き出し、銃器対策課長に現金で交付する。

第3段階 銃器対策課長が受領した現金を次席が管理し、庶務係長が「現金出納簿」へ記載する。

第4段階 特捜班長又は捜査員の要請で次席が捜査報償費の「捜査費支出伺」を作成し、銃器対策課長の決裁後、次席から特捜班長又は捜査員に現金で交付される。

第5段階 その現金を、捜査員は、協力者に情報提供謝礼等として、また、飲食店等を利用する際の費用として支払う。

第6段階 捜査員は、第5段階の内容を「支払精算書」により報告する。

以上の手続を経て、銃器対策課次席は、毎月末に集計された「現金出納簿」と手元現金との照合を行い、銃器対策課長は年度末に精算を行い、残額があれば取扱責任者である県警本部長に返納する。

イ 捜査報償費の支出

(ア) 捜査報償費の支出関係書類について

捜査報償費に関する監査請求の対象期間は、平成7年度から平成11年度であるが、平成7年度から平成9年度までの支出関係書類は廃棄されていた。この点について、県警総務部総務課及び会計課に当時の支出関係書類の存否と公文書の管理について確認したところ、福岡県警察文書規程(昭和42年12月福岡県警察本部訓令第21号)に基づき、10年以上の長期保存文書を除き、保存期間を経過した文書は、主務課長の判断により廃棄するものとされており、平成7年度から平成9年度までの本件の関係文書である会計課所管分の「負担行為決議書」等関係書類及び銃器対策課所管分の「現金出納簿」、「捜査費支出伺」、「支払精算書」等関係書類は、それぞれ5年間保存され、期間経過後廃棄処分されていた。

なお、平成10年度分については、廃棄される予定であったが、県警本部長の指示に

より保存されていた。

(1) 現存文書に基づく会計課に対する調査

資金前渡による捜査報償費の年間支出額及び各月の「負担行為決議書」、「資金前渡職員口座通帳」、交付先からの「領収書」について、相互に照合したところ突合した。

その結果は、次のとおりである。

a 捜査報償費決算額（9款警察費2項警察活動費1目一般警察活動費8節報償費）

	平成10年度	平成11年度
捜査報償費(県警全体額)	129,879,108円	129,692,710円
うち銃器対策課分	2,239,639円	1,839,044円

b 銃器対策課への捜査報償費月別交付額

(a) 平成10年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
金額(円)	120,000	160,000	150,000	150,000	160,000	150,000

10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
150,000	160,000	150,000	150,000	380,000	359,639	2,239,639

(注) 3月は返納額を控除した金額である。

(b) 平成11年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
金額(円)	120,000	170,000	170,000	150,000	160,000	150,000

10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
150,000	160,000	150,000	150,000	160,000	149,044	1,839,044

(注) 3月は返納額を控除した金額である。

c 会計課による内部監査について

捜査報償費及び旅費に関する内部監査の実施状況について、当時の会計課課長補佐並びに監査指導室の室長及び室長補佐に文書照会したところ、毎年10月から11月に支出証拠書類や出張命令簿等を調査資料として、資料の審査や聴き取り調査を実施した結果、監査した範囲においては、適正と判断したとの回答がなされた。

(ウ) 現存文書に基づく銃器対策課に対する調査

会計課から交付された捜査報償費の執行に係る「現金出納簿」、「捜査費支出伺」、

「支払精算書」及び「領収書等」の関係書類について相互に照合したところ突合した。その結果は、次のとおりである。

a 各月別の銃器対策課の執行額

(a) 平成10年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
件数	4	4	7	6	5	4
金額(円)	120,000	160,000	145,572	150,945	160,000	150,000

10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
5	4	4	4	9	11	67
150,000	160,000	150,000	152,362	380,000	360,760	2,239,639

(b) 平成11年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
件数	4	9	9	6	7	7
金額(円)	111,942	174,320	169,550	145,260	159,970	154,495

10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
9	6	8	8	9	8	90
137,335	105,190	163,496	141,067	210,227	165,236	1,839,044

b 「支払精算書」に基づく実績について

(a) 支払事由別執行額

支払事由	平成10年度				平成11年度			
	件数	金額(円)	捜査員 (人)	支払先 (件)	件数	金額(円)	捜査員 (人)	支払先 (件)
緊急交通費					5	10,230	3	5
情報提供謝礼	61	2,220,000	11	60	56	1,692,100	8	51
接触費 (飲食代金等)	6	19,639	2	6	25	133,399	6	23
物品謝礼					1	1,785	1	1
有料道路通行料					3	1,530	2	1
計	67	2,239,639	11	66	90	1,839,044	10	80

(注) 捜査員と支払先の数は、重複がある。

(b) 捜査員別執行額

平成10年度			平成11年度		
氏名	執行件数・率	執行金額(円)	氏名	執行件数・率	執行金額(円)
A	10 15%	270,000	A	18 20%	412,649
B	6 9%	280,000	B	3 3%	52,100
C	18 27%	554,057	C	28 31%	586,680
D	1 1%	30,000	D	8 9%	170,510
E	5 8%	120,000	G	21 23%	406,093
F	1 1%	30,000	L	1 1%	3,470
G	11 17%	440,000	M	4 5%	80,630
H	2 3%	100,000	N	1 1%	30,000
I	2 3%	80,000	O	2 2%	3,804
J	1 1%	20,000	P	4 5%	93,108
K	10 15%	315,572			
計	67件 100%	2,239,639	計	90件 100%	1,839,044

(注) 平成10年度及び平成11年度に交付を受けた捜査員の総数は、16名(A～P)である。

(c) 1件当たりの執行額

1件の執行額	平成10年度	平成11年度
50,000円	27	12
30,000円	19	23
20,000円	15	21
その他少額なもの	6	34
計	67件	90件

ウ 銃器対策課元庶務係長から提出された文書に基づく調査

(ア) 提出された文書について

平成7年11月から平成11年8月までの間に銃器対策課庶務係長として在職した元職員(以下「元庶務係長」という。)に対して、4月2日及び12日に実施した事情聴取の結果得られた主要な証言及び提出された県費に関する文書(以下「提出文書」という。)は、次のとおりであった。

- a 提出文書は、次の8種類の文書であった。(以下、監査対象機関が公式に作成した文書(以下「公文書」という。)と区別するため、当該文書の頭に丸数字を付するものとする。)

文 書 名	数量	内 訳	説 明
捜査費交付書	12枚	平成10年4月～ 平成11年3月	公文書である「捜査費交付書」のコピー
捜査費等(現金)受領簿	17枚	平成7年11月～ 平成11年7月	会計課からの捜査報償費受領額等を記帳し、銃器対策課の課長及び次席の確認印を受けていたもので、元庶務係長が自己の会計処理を証明するため、任意に作成したもの(原本と確認済)
県費捜査費事項別内訳表	40枚	平成8年5月～ 平成11年7月	当月交付の捜査報償費の積算内容を示すもので、基本経費、一般経費、特配等の記入欄があり、要焼却との欄外記載があるもので、会計課が作成していたとされる文書のコピー
捜査費支出伺	10枚	平成11年4月分、同6月分	公文書である「捜査費支出伺」を作成させるために元庶務係長が作成した下書き
支払精算書	20枚	平成9年2月～同年8月、 平成9年11月、 平成11年3月、 平成11年5月～同年6月	公文書である「支払精算書」を作成させるために元庶務係長が作成した下書き
現金出納簿	21枚	平成8年4月～ 平成11年7月	公文書である「現金出納簿」作成のため書き損じが無いように元庶務係長が作成したもの
受領書	6通	平成8年4月1日付、同年 5月1日付、同年5月31日 付、同年7月1日付、同年 8月1日付、同年9月2日付	銃器対策課長にあてた当時の会計課次席の記名押印がある35,000円の受領書のコピー(原本と確認済)
領収書	2通	平成9年9月30日付	銃器対策課長にあてた当時の生活安全総務課職員の記名押印がある「10月分部管理費」としての95,000円及び「部長上京費」としての45,000円の領収書のコピー

b 証言内容は、次のとおりであった。

- (a) 平成7年11月から平成11年8月の間、庶務係長として捜査報償費に関する次席の補助業務を担当していた。
- (b) 捜査報償費については、会計課が毎月35,000円を天引きして銃器対策課へ渡している。そのため、現実の交付額と銃器対策課の「現金出納簿」上の金額に差が生じている。このことは、「県費捜査費事項別内訳表」及び「受領書」で証明できる。
- (c) 「捜査費等(現金)受領簿」は、会計課から受領した金額を記載した個人の資料であるが、次席へ現金を渡すときに、次席に確認印をもらっていた。また、課長の確認印ももらっていた。

- (d) 「 捜査費支出伺」は、「現金出納簿」の金額と合わせるため、下書きを作成していた。
 - (e) 捜査員に架空の支払精算書を作成してもらうため、自分が下書きを作成し、捜査員に指示していた。その際、架空の事件をでっち上げたり、架空の協力者の名前を作った。協力者の名前は、電話帳から姓と名前をバラバラにくっつけて作った。支払精算者をどの捜査員にするかは、限られた人物の中から選び、自分の一存で決めた。
 - (f) 支払精算書には捜査員の印鑑を押印させず、庶務係長が管理している印鑑を使用した。
 - (g) 管理番号が付された「マニュアル」が以前からあり、支払精算報告などをどう作成するかなどについて記載されていた。
 - (h) 捜査報償費の制度そのものを知らなかった捜査員がいた。
- (1) 提出文書に基づく調査

監査対象期間は、平成7年度から平成11年度であるが、現存する公文書は平成10年度と平成11年度のみであることから、提出文書の平成10年度及び平成11年度について公文書との照合を行った。また、平成7年度から平成9年度に係る提出文書については、現存する公文書の様式等との照応関係を確認した。さらに、公文書と対応関係にないその他提出文書については、公文書との関連性及び整合性について検証を行った。

a 提出文書と公文書との照合について

提出を受けた文書のうち「 捜査費交付書」、「 捜査費支出伺」、「 支払精算書」及び「 現金出納簿」の平成10年度及び平成11年度分について、銃器対策課に現存する公文書と比較照合した結果、その様式及び規格並びに「階級、氏名」、「日付」、「金額」等の記載内容は全く同一であることが確認された。

また、提出文書にある「取扱者」及び「次席」の印影は、実地監査において確認した公文書に押印された「取扱者」及び「次席」の印影とそれぞれ酷似していると認められた。

さらに、平成7年度から平成9年度に係る提出文書についても、現存する公文書と様式及び規格が同一であると認められ、同内容の公文書が存在していたことが推定される。

b 提出文書から得た事実関係について

第1に、提出文書のうち、「 捜査費等(現金)受領簿」の各年の月末の箇所に当時の銃器対策課の課長及び次席のものと思われる確認印があった。この印影に関して、平成10年度及び平成11年度分について、銃器対策課から提示された同時期の公文書の「支払精算書」に押印されていた銃器対策課の課長及び次席の印影とを照合した結果、それぞれ酷似していると認められた。また、計上されている毎月の入金額(受領額)は、下表のとおり「現金出納簿」上の交付金額から毎月、一律35,000円を減額した金額となっていた。

一方、当然のことではあるが、銃器対策課から提示された平成10年度及び平成

11年度の「現金出納簿」の各月の収入金額には、会計課からの交付額が計上され、各月末の箇所に当時の銃器対策課の課長及び次席の押印がなされていた。

また、提出文書のうち、「県費捜査費事項別内訳表」には基本経費、一般経費等が記載されていた。その合計欄には毎月の会計課から銃器対策課への現金交付額に相当する金額が記入されており、基本経費の欄には、すべての月に35,000円と記載がなされていた。

さらに、平成8年の4月分から9月分までの捜査報償費の交付日と同日付けの、金額35,000円を領収したことを示す当時の会計課次席の記名押印がある「受領書」が添付されていた。

「現金出納簿」と「捜査費等(現金)受領簿」の記載金額について (単位:円)

月		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
4	出納簿		120,000	120,000	120,000	120,000
	受領簿		85,000	85,000	85,000	85,000
5	出納簿		270,000	160,000	160,000	170,000
	受領簿		235,000	125,000	125,000	135,000
6	出納簿		650,000	150,000	150,000	170,000
	受領簿		615,000	115,000	115,000	135,000
7	出納簿		160,000	150,000	150,000	150,000
	受領簿		125,000	115,000	115,000	115,000
8	出納簿		370,000	160,000	160,000	-
	受領簿		335,000	125,000	125,000	125,000
9	出納簿		130,000	150,000	150,000	
	受領簿		95,000	115,000	115,000	
10	出納簿		120,000	150,000	150,000	
	受領簿		85,000	115,000	115,000	
11	出納簿	-	270,000	160,000	160,000	
	受領簿	89,000	235,000	125,000	125,000	
12	出納簿	-	170,000	150,000	150,000	
	受領簿	89,000	135,000	115,000	115,000	
1	出納簿	-	120,000	150,000	150,000	
	受領簿	89,000	85,000	115,000	115,000	
2	出納簿	-	170,000	180,000	380,000	
	受領簿	129,000	135,000	145,000	345,000	
3	出納簿	-	260,000	160,000	360,000	
	受領簿	89,000	225,000	125,000	325,000	
計	出納簿	-	2,810,000	1,840,000	2,240,000	-
	受領簿	-	2,390,000	1,420,000	1,820,000	-

(注) 表中記載の「出納簿」は「現金出納簿」、「受領簿」は「捜査費等(現金)受領簿」である。

(注) 「現金出納簿」の平成10年度及び平成11年度の記載額は、公文書の「現金出納簿」記載額と一致する。

第2に、捜査報償費に関する支出と精算に関して、一例として、平成11年6月分の「捜査費支出伺」及び「支払精算書」と公文書の「捜査費支出伺」及び「支払精算書」をそれぞれ比較照合したところ、公文書上の記載内容とすべて一致することが確認された。また、平成11年6月4日付けのN捜査員に関する30,000円の「捜査費支出伺」及び「支払精算書」と公文書の「捜査費支出伺」及び「支払精算書」との内容がそれぞれ一致することが確認された。照合ができる資料が少ないため、すべての事案についての照合は困難であったが、元庶務係長が作成した「捜査費支出伺」と「支払精算書」に従って、公文書である「捜査費支出伺」と「支払精算書」がそのまま作成された蓋然性が高いと推認される。

第3に、請求人主張の約6,600万円については、「捜査費等(現金)受領簿」に記載された国費の捜査費及び旅費並びに県費の捜査報償費及び旅費の額に「現金出納簿」等に記載された金額を勘案して導き出されたものであると考えられる。

(ウ) 提出文書に対する関係者の証言について

- a 「捜査費等(現金)受領簿」及び「現金出納簿」に印影がある当時の銃器対策課の課長及び次席からは、「当該印影は、自分が使用していた印鑑の印影と似ているが違うのではないか。」「確かに自分が使用していた印鑑だ。」「印鑑は簡単に作れるものだ。」「印鑑の押し方が乱雑で自分が押したものではない。」「印鑑は机の上に置いていたので部下が押したことも考えられる。」「次席や庶務係長に任せていたので分からない。」「捜査費等(現金)受領簿」と「現金出納簿」の金額に差があることなどは知らなかった。」「記憶がない。」等々の証言がなされた。
- b 「受領書」に記名押印がある当時の会計課次席からは、「印影は自分のものであろう。」「県費捜査費事項別内訳表」については詳しく知らない。」「当該基本経費に計上されている35,000円は、会計課が交付すべき捜査報償費から引き去り、「留保金」として管理していたものであったと思うが、記憶もあいまいであり、また、内部調査中でもあるので発言を控える。」等の証言がなされた。
- c 「領収書」に印影がある当時の生活安全総務課の職員からは、事情聴取することができず、証言を得ることができなかった。

また、当時のある銃器対策課次席からは、「部管理費等として渡したことも考えられる。」との証言があった。

- d 「県費捜査費事項別内訳表」に関して、当時の会計課予算係長からは、「当該内訳表は、当月交付の捜査報償費の積算内容(根拠)を示すものである。」「基本経費は、銃器対策課に交付する捜査報償費から差し引いて会計課で管理していたものであるが、その用途は知らなかった。」等の証言がなされた。

エ 現在の銃器対策課長及び会計課次席からの事情聴取の結果

現在の銃器対策課長からは、「銃器に関する情報提供者は、暴力団関係者が多く、将来自分の身に危険が及ぶのを避けるため、その名前等は捜査員同士でも明かさないなど、捜査協力者に関する情報は極めて秘匿性の高いものである。」「捜査報償費は、適正に執行しているが、捜査員は、情報提供者からの領収書は取らない、又は偽名により

報告することとしており、そのことは、やむを得ないと考えている。」、「支払精算書」の協力者名は偽名であるが、当該協力者が真実誰であるかについては、課長が把握しているものである。」との証言がなされた。

また、同席していた現在の会計課次席からは、「協力者の住所、氏名は架空である。」、「支払精算書」は当時の庶務係長が指示し、捜査員が書いていた。」との証言がなされた。

なお、同次席から捜査報償費支払い立証のために、「銃器押収事件報告書」等2件の文書の提示がなされたが、協力者への捜査報償費の支払いを確認できるものではなかった。

オ 当時の銃器対策課の課長及び次席からの事情聴取の結果

当時の銃器対策課長からは、「現金の管理は、次席や庶務係長に任せていたので、自分は実際の現金の収支を把握していなかった。」、「捜査員から報告を受け、その支払いの確認をしていた。」、「各捜査員への交付や報告に関する記録簿等は、作っていなかった。」、「捜査報償費の一部を激励費や補食代に充てたこともあった。」、「現金は、多いときでも百万円程度で、月末にはほとんどなかった。」、「私的に使ったことは決してない。」等の証言がなされた。

また、当時の銃器対策課次席からは、「経理のために「家計簿」のようなものに記載していたが、それは現存しない。」、「国費分を含め数十万円から三百万円程度の現金が、手元にあった。」との証言もなされたが、実際の捜査員への現金の交付及び捜査員から協力者等への支払いを証明する捜査記録簿等の開示がなく、また具体的かつ詳細な説明もなかった。

カ 当時の捜査員への文書照会及び事情聴取の結果

平成10年度及び平成11年度の「支払精算書」に記録されていた16名の捜査員に対する捜査報償費支払いについての文書照会の結果は、下表A欄のとおりであった。

また、提出文書中の「支払精算書」に、平成9年2月から8月及び同年11月から12月の執行分として記載されていた11名の捜査員に対する文書照会の結果は、下表B欄のとおりであった。なお、11名中8名は、平成10年度又は平成11年度にも在籍しており、3名はこの期間のみに在籍した捜査員である。

さらに、文書照会の回答を踏まえて事情聴取を行うため、19名の捜査員に対して事情聴取の要請を行い、その結果、10名の捜査員から事情聴取を行うことができた。

捜査員への事情聴取の結果は、ほとんどの捜査員から、「捜査に係るメモ(備忘録)等は廃棄した。」、「メモ(備忘録)はあるが、見せられない。」、「5年以上前のことであり覚えていない。」、「とにかく支払ったことは間違いない、信用してもらえない。」等の証言がなされた。

一方、「捜査報償費の受領の際、領収印を押したことはない。」との証言や「捜査報償費等の関係書類の多くは、通常、月末に庶務係長から言われるままに、下書きを見せられてそれに基づいて書いていた。」との証言もなされた。なお、この下書きに関しては、4月20日の県警本部の「調査チームによる調査中間報告について」(以下「中間報告」と

いう。)においても捜査員からの聴取結果として報告されているところである。

一人の捜査員からは「該当する支払実績は事実無根である。」「そもそも捜査報償費自体が捜査員に交付されていなかった。」「他の部署においても架空の精算書による裏金作りが実施されていた。」等についての証言がなされたが、これに関する証拠は提出されなかった。

調査対象区分	調査対象者数	回答数	回答なし	銃器対策課の支払精算書には当該日付、支払先、金額で捜査報償費が支払われていることとなっておりますが、この事実関係はどうですか。			
				事実である	受領や支払いの覚えがある	事実でない	記憶にない
A	16	15	1	12	3	0	0
B	B-1	3	3	0	1	0	1
	B-2	8	8	0	6	1	0

(注) 調査対象区分欄にあるA、B-1及びB-2は、それぞれ次のとおりである。

A : 平成10年度又は平成11年度の「支払精算書」に記載があった捜査員

B-1: 平成9年2月から8月及び同年11月から12月の「支払精算書」に記載されていた11名のうち当該期間にのみ在籍していた捜査員

B-2: 上記「支払精算書」に記載されていた11名のうち平成10年度又は平成11年度にも在籍した捜査員(Aと重複)

(3) 旅費について

ア 旅費の概要

平成7年度から平成11年度の県警職員の旅費については、福岡県職員等の旅費に関する条例(昭和32年福岡県条例第57号。以下「旅費条例」という。)第31条において警察法(昭和22年法律第195号)第34条第1項に規定する職員の例によることと規定され、県費の旅費についても警察庁旅費取扱規則(昭和39年総理府令第11号)が適用されていた。

出張旅費は、県の財務規則に基づき、精算払又は概算払により支払われる。

従来、旅費は、各課の旅費受領代理人を介して職員に現金を交付していたが、知事部局等では、平成9年8月以降、原則として職員を債権者登録し、財務会計システムを通して直接職員の個人口座に振り込むように改正された。しかし、県警では、債権者登録に伴う捜査員情報の流出のおそれ等の理由から債権者登録を行わず、所属資金前渡職員(会計課長)に資金前渡をし、各職員の口座に振り込む方法が平成9年9月からとられている。

なお、捜査などで緊急に県外へ出張する必要がある場合には、所属資金前渡職員（会計課長）が保管する緊急用前渡資金から概算旅費を現金で交付している。

(ア) 旅費の支出手続

a 出張命令

職員は、事前に出張命令書に旅行期間、用務内容、用務地、旅費額等を記入し、命令権者へ伺う。命令権者は出張の必要性を判断して出張の命令を行う。

公用車で出張する際の出張命令書は、個人ごとではなく、出張目的ごとに連名で作成している。

b 復命（業務報告）

職員は、出張後、命令権者に対して軽易なものを除いて、文書で復命（業務報告）しなければならないが、当時の県警では文書での報告を行う範囲が明確にされておらず、復命書として作成されてはいなかった。

c 旅費請求・支給事務

(a) 精算払（口座振込）

精算旅費と呼ばれており、通常の旅費支給の方法である。

支給手続は、次のとおりである。

旅費担当者による「旅費請求システム」へのお出張命令内容の入力

「旅費請求システム」による1か月分の旅費請求書、旅費請求内訳票等の作成

職員による旅費請求書の確認、押印及び旅費担当者への提出

旅費担当者による、旅費請求に関する財務会計システムへのお入力、負担行為決議書の作成及び会計課への提出

支出命令権者（会計課長）による負担行為決議書の決裁、出納事務局の審査、所属資金前渡職員（会計課長）口座への入金

会計課から個人口座へ振り込むための「特例帳票（フロッピーディスク）」の銀行への提出、各職員口座への振込

(b) 概算払（口座振込）

あらかじめ予定されている県外の宿泊を伴う出張については、出張前に概算で旅費を支出し、出張後に精算する概算払で支給することが多く、通常、概算旅費と呼ばれている。精算払と同様の手続をとるが、口座振込には「特例帳票」ではなく、「口座振替願」が使用されている。

(c) 概算払（緊急用前渡資金）

平成9年度から緊急時に保管している現金を交付する制度が導入され、緊急を要する県外宿泊を伴う出張については、この緊急用前渡資金から現金が交付されている。

交付手続は、次のとおりである。

課長のお出張命令

課長の緊急用前渡資金交付票の承認

会計課への出張命令書、旅費概算請求書、緊急用前渡資金交付票の提出

所属資金前渡職員（会計課長）の交付決定

前渡資金差引簿への交付額、出張者の職・氏名の記載

受領者の前渡資金差引簿への押印・現金交付

イ 旅費の支出

(ア) 旅費の支出関係書類について

監査請求の対象期間は、平成7年度から平成11年度であるが、平成7年度から平成9年度までの出張命令書及び支出関係書類は、捜査報償費に関する文書と同様に廃棄されていた。

(イ) 現存文書に基づく会計課に対する調査

県警本部の各課は、四半期ごとに会計課から内示される一般警察活動費の旅費の範囲内で捜査関係の旅費を執行している。

また、これ以外に研修、県外出張等については、会計課と協議して執行している。

銃器対策課の所属職員に支給された旅費の額を負担行為決議書、前渡資金差引簿、資金前渡職員口座通帳について照合したところ突合した。

なお、支払方法別の内訳は、次のとおりである。

旅費支払額方法別内訳

(単位：円)

	平成10年度	平成11年度
口座振込	5,729,703	6,670,122
精算払	3,788,825	5,823,372
概算払	1,940,878	846,750
現金支給(緊急用前渡資金)	1,379,120	476,920
合 計	7,108,823	7,147,042

(ウ) 現存文書に基づく銃器対策課に対する調査

銃器対策課の出張命令書及び旅費請求書を調査したところ、会計課の銃器対策課旅費決算額と突合した。

また、出張命令書と次の書類の整合性について調査した。

a 勤務記録簿

いわゆる出勤簿に当たるものであるが、職員自身が押印するものではなく、毎日の勤務状況を庶務担当者が記載したものである。出張命令と勤務の状況はすべて整合していた。

b 時間外・当直勤務等命令簿

週休日又は休日に出張した場合は、週休日の振替、代休又は時間外勤務手当等の対象となる。時間外命令簿との照会を行ったが、すべて整合していた。

c 特殊勤務手当実績簿

捜査用務に従事した場合は、特殊勤務手当が支給される。捜査用務での出張と特殊勤務手当実績簿との照会を行ったが、すべて整合していた。

ウ 当時の銃器対策課職員への文書照会及び事情聴取の結果

平成10年度及び平成11年度に銃器対策課に在籍し、県費旅費で出張した職員に対して文書照会を行った。

また、回答の内容について、一部の職員から事情を聴取した。

その結果は、次のとおりである。

(ア) 当時の銃器対策課職員への文書照会

当時の銃器対策課職員のうち出張した70名に対し郵送で照会し、うち63名から回答があった。

出張については、1件を除いて命令どおり出張し、旅費を受領した。自分で旅費請求書に押印することは少なく、現金で旅費が支給される際には銃器対策課次席から受け取っていた旨の回答を得た。

a 調査対象者数等 (単位：人)

照会者数	回答者数	住所不明	回答なし
70	63	4	3

b 出張事実の有無 (単位：人)

回答者数	すべて命令どおり出張した	出張していないものがある	わからない(記憶にない)
63	58	1	4

c 旅費受領の有無 (単位：人)

回答者数	表の通りの金額を受領した	表の金額よりも少ない金額を受領した	わからない(記憶にない)
63	58	1	4

d 旅費請求書の押印 (単位：人)

回答者数	毎回自分で押していた	自分で押したことはない	他の人に頼んだこともある	わからない(記憶にない)	無回答
63	11	31	14	6	1

e 押印の依頼先 (単位：人)

誰に押印を頼んでいましたか(複数回答)			
押印を頼んだことがある職員数	庶務係(係長・旅費担当)	上司・同僚 部下・班員	わからない(記憶にない)
45	35	8	8

f 旅費振込用通帳の管理 (単位：人)

旅費振込用口座の通帳は、どう管理していましたか			
回答者数	自分(家族)で管理	所属の特定の者に預けていた	わからない(記憶にない)
63	61	0	2

g 旅費のバック(受領した旅費を現金で関係者に戻すこと) (単位：人)

口座に振り込まれた旅費を引き出した後にバックしたことがありますか					
回答者数	毎回、一定額又は一定割合をバックしていた	バックしたことがある	そういう事実はない	わからない(記憶にない)	無回答
63	0	9	51	1	2

h バックの目的 (単位：人)

どういう目的で渡していたのですか		
班員に公平に分配するため	わからない(記憶にない)	無回答
8	0	1

(1) 主な証言内容

a 当時の銃器対策課次席(3名)から聴取した主な証言内容は、次のとおりであった。

- (a) 経理事務は、銃器対策課次席になって初めて担当したため、実務面は庶務係長に任せており、旅費に関してあまり記憶がない。
- (b) 急な県外出張で、緊急用前渡資金による旅費支給が間に合わない場合は、捜査費で立て替え、旅費が支出された後に繰り入れたことがある。
- (c) 旅費を現金で渡す場合は、特捜班長にまとめて渡していた。
- (d) 精算旅費を各特捜班で再配分するよう指示したことはない。各特捜班で独自に再配分していたのではないか。
- (e) 元庶務係長が記載していた「捜査費等(現金)受領簿」は見たことがない。自分の印鑑に似たものが押印されているが、なぜか分からない。

b 当時の銃器対策課の捜査員(10名)から聴取した主な証言内容は、次のとおりであった。

- (a) 個々の出張の詳細については不明だが、命令を受けた出張についてはすべて出張し、旅費請求書の額のとおり受領していたと認識している。
- (b) 出張命令書は、出張前又は帰庁後に同行職員分を代表して一人が書き、押印については各自又は同僚がまとめて押していた。
- (c) 捜査員は、ほぼ毎日出張しており、1万円から2万円程度の旅費の支給を受けていたが、旅費の単価、計算方法等については全く知らない。

- (d) 捜査員は、旅費請求の手續等については旅費担当者にほぼ任せている状態で、請求書への押印も各自が行うことはほとんどなく、旅費担当者が各特捜班でまとめて置いている印鑑を押印していた。
 - (e) 印鑑は、捜査用、決裁用、旅費等にそれぞれ持っていた。
 - (f) 緊急に県外に出張する場合は、次席又は特捜班長から旅費を渡されたが、会計課で前渡資金差引簿に押印したことはない。
 - (g) 県外に捜査用務で出張する際は、通常は2人から3人、多いときには5人から6人で行く。宿泊施設はビジネスホテルに泊まることが多く、名前は覚えていない。
 - (h) 毎月の精算旅費については、各特捜班の担当者が捜査員のキャッシュカードを預かり、まとめて引出し、再配分していた。これは、担当用務によって出張する者としめない者ができるため、旅費を均等にするためのものである。
 - (i) 口座振込になる前は、捜査員には公用車でのお出張については、出張との認識がなく、出張命令書を書いたこともなく、また旅費が支給されたこともなかった。
- c 銃器対策課の旅費担当者から聴取した主な証言内容は、次のとおりであった。
- (a) 精算旅費の旅費請求書への押印は、各特捜班で管理している印鑑を本人に代わって押印することが多かった。
 - (b) 県外に捜査用務で出張する際は、出張日のぎりぎりまで出張者や出張方法等が決まらないため、緊急用前渡資金を使うことが多かった。出張日の前々日に会計課と緊急用前渡資金の使用について協議し、出張日の前日に現金の交付を受けていた。
 - (c) 緊急用前渡資金は、本来、出張者が会計課で現金の交付を受け、受領印を押すこととなっているが、捜査員は昼間は出払うことが多いため、庶務係長が代理で出張者の印鑑を押印し、現金の交付を受け、次席に渡していた。
 - (d) 各特捜班が精算旅費を再配分していることは知らない。
 - (e) 旅費が口座振込になる前は、庶務係長が旅費の受領代理人であった。口座から引き出した現金を個人ごとに封筒に詰めて庶務係長に渡し、庶務係長は次席に渡していた。

エ 元庶務係長から提出された文書及び証言

(ア) 提出文書について

提出を受けた文書のうち県費旅費に関連するものは、「 捜査費等（現金）受領簿」のみであった。県費旅費欄に記載された額は、次の表のとおりである。

平成10年度の県費旅費欄には、6件の記載があり、受領月日、金額のほか一部に「緊急」と付記され、捜査員の氏名も記されていた。これを会計課の「前渡資金差引簿」と突き合わせたところ、緊急用前渡資金の交付日、金額、受領者名と一致した。

なお、平成7年12月から平成9年8月までは、毎月数十万円の記載があるが、関係

文書が既に廃棄されており、内容を確認することができなかった。

「 捜査費等（現金）受領簿」に記載された県費旅費額 (単位：円)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
4月		523,860	370,659	197,420	-
5月		425,196	648,506	-	-
6月		465,432	347,651	-	-
7月		369,200	295,840	-	-
8月		515,893	252,371	-	-
9月		409,860	-	345,680	
10月		514,551	-	-	
11月	-	403,400	-	-	
12月	205,280	243,020	-	190,620	
1月	112,060	209,900	-	340,440	
2月	213,100	529,190	-	-	
3月	134,680	433,700	145,240	261,360	
合計	665,120	5,043,202	2,060,267	1,335,520	-

(注) 平成9年8月以前は、旅費受領代理人であった庶務係長の口座に入金があった全部の旅費が記載され、口座振込になった平成9年9月以降は、緊急用前渡資金による概算旅費が記載されていると推定される。また、平成10年度の記載金額については、緊急用前渡資金による旅費の支出額と一致した。

(1) 主な証言内容

- a 平成9年9月に旅費が口座振込になった際に、旅費で裏金を作ることはやめようということになったが、他課の状況を見て復活させた。
- b 裏金は、捜査報償費が中心で、旅費から作る必要性は小さかった。
- c カラ出張は、県外の捜査用務で作り、会議等ではつくっていなかった。
- d 職員は、旅費専用の通帳をつくり、特捜班長が捜査員の通帳を管理し、特捜班の担当者がまとめて引き出していた。
個人口座に振り込まれた旅費からカラ出張分を差し引いた残りを捜査員に現金で渡していた。
- e 旅費に関しては、旅費担当者に任せており、あまり覚えていない。

オ 事実確認調査

(ア) 訪問先及び会議主催者への文書照会

銃器対策課の平成10年度及び平成11年度の県外出張のうち、警察庁が行う研修等を除いた41件の出張命令に係る83名（緊急用前渡資金による出張を含む。）について、訪問先及び会議主催者に対して事実確認調査を行った。

その結果は、次の表のとおりであるが、1件1名を除き、出張に関連する資料の保

存期間が過ぎているため又は出席予定者名簿に記載はあるが、本人が出席したかどうかを確認できる資料がないため等の理由で訪問の有無を確認することができなかった。

訪問先回答結果

	事実を確認する	氏名の確認はできないが、福岡県からの訪問はあった	事実はない	確認できない	合計
				文書の保存期間が過ぎているため、確認できる資料がないため	
出張件数	1件	0件	0件	40件(10件)	41件
出張者数	1人	0人	0人	82人(30人)	83人

(注) ()内は、緊急用前渡資金による出張件数及び出張者数で内数である。

(1) 宿泊先への文書照会

前述の41件83名のうち、本人に照会して宿泊先が判明した22件の出張命令に係る36名について、宿泊先に対して事実確認調査を行った。

その結果は、次の表のとおりであるが、宿泊の事実を確認できたのは4件8名のみで、そのほかは、宿泊者名簿が保存期間の経過により現存しなかったことや、プライバシー保護のための回答拒否等により確認することができなかった。

なお、緊急用前渡資金による出張10件30名については、本人が宿泊施設を覚えていなかったために照会自体ができなかった。

宿泊先回答結果

	事実を確認する	事実はない	確認できない		回答できない	回答なし	合計
			宿泊者名簿の保存期間が過ぎている	団体予約のため個人名はわからない			
出張件数	4件	0件	10件	1件	5件	2件	22件
出張者数	8人	0人	18人	1人	7人	2人	36人

カ 旅費関係の事務処理について

当時の銃器対策課次席は、経理関係事務については庶務係長に任せきりであり、庶

務係長から渡された現金を管理しているだけであった。また、捜査員も旅費については、旅費担当者に任せきりであり、旅費の請求等で印鑑を押印したことはなかった。

2 判断

(1) 捜査報償費

捜査報償費は、1の(2)のアの(イ)銃器対策課における捜査報償費の支出から精算までの手続で述べたように、6つの段階を経て執行される。

ア 第1段階では、「負担行為決議書」に基づいた金額が、会計課資金前渡職員（会計課長）の口座へ入金されていることが確認され、適正に処理されていた。

イ 第2段階では、「捜査費交付書」、銃器対策課長の会計課長あて「領収書」が確認され、交付額が銃器対策課へ渡されたことを示している。また、庶務係長が会計課から現金を受領していた。しかし、これら公文書のほかに「県費捜査費事項別内訳表」、元庶務係長作成の「捜査費等（現金）受領簿」及び元会計課次席の銃器対策課長あて「受領書」が存在していた。

会計課で作成され、銃器対策課に交付された「県費捜査費事項別内訳表」の基本経費の欄に35,000円の記載があること、会計課元次席の銃器対策課長あて「受領書」に35,000円の記載があること、「捜査費等（現金）受領簿」の記載で、県費に係る捜査報償費の受領を示す欄に銃器対策課へ支払われた捜査報償費より、毎月、一律に35,000円減額された金額の記載があり、銃器対策課の課長及び次席の印影があることが確認された。

この点について、当時の複数の銃器対策課の課長及び次席に事情を聴いたが、銃器対策課長からは「庶務係長に任せていた」、「記憶にない」と証言がなされたが、次席の中には減額されて交付されたことを認める証言もあった。また、会計課元次席からは「留保金」といった意味で交付額から差し引いていた事実を認める証言があり、銃器対策課長あて「受領書」の印影についても自分のものであるとといった証言がなされた。

これらの証言や文書に残された事実の相互の関連性を勘案すると、交付された捜査報償費の中から毎月35,000円が銃器対策課に渡ることなく、会計課次席に渡っていたことを認定せざるを得ない。また、「捜査費等（現金）受領簿」は、平成7年度から存在するものの、平成7年度の「現金出納簿」が存在しないため、平成7年度については確認できないが、平成8年度以降は、「捜査費等（現金）受領簿」の記載内容は前述のとおり、35,000円の減額された金額の記載があり、また、平成8年度分の会計課次席の銃器対策課長あて「受領書」が存在していることから、少なくとも平成8年度以降は、35,000円があらかじめ基本経費として引き去られていたものと認定できる。

ウ 第3段階では、会計課から交付された金額が「現金出納簿」に記載されるのであるが、庶務係長が「現金出納簿」に受領金額を記載し、次席に現金を渡していた。

ただし、「現金出納簿」の記載は、平成11年度以降は次席が行うこととなった。

しかし、第 2段階での「基本経費」の引き去りが認められるため、35,000円の乖離があると考えられ、「現金出納簿」の受領金額の記載は、虚偽のものと認定される。現金管理の内容について、銃器対策課元次席から、家計簿に準じたような内容の帳簿（以下「当該帳簿」という。）に記載していたとの証言があった。これは、「現金出納簿」が虚偽であるため、別途帳簿を作成して管理せざるを得なかったものと判断される。

エ 第 4 段階では、「捜査費支出伺」の決裁の後に捜査員への現金交付がなされるのであるが、県警本部の中間報告においても、「捜査費支出伺」は、元庶務係長が作成した下書きを基に作成されたとの証言があったことを認めている。この点について、元庶務係長は、「捜査費支出伺」の記載内容は、虚偽であると証言している。

また、特捜班長又は捜査員への現金の交付は、銃器対策課元次席が行っていた。捜査員は、その際、受領したことを証する文書等に押印したことはないと証言しており、「捜査費支出伺」の領収印は本人が押印したものではないと認定される。以上のことから、「捜査費支出伺」の記載内容が虚偽である可能性は高い。

銃器対策課元次席の証言では、「当該帳簿」に記載していたと証言しているが、その帳簿は廃棄している旨の証言があり、捜査報償費が捜査員に渡されたことを証する書類は現存しない。捜査員の証言は、「受領した。」と証言する者が多い。また、「受領したが金額は覚えていない。」とする者があった。

「現金出納簿」には、支出された金額が記帳されるが、「基本経費」引き去り前の金額について全額を執行したこととなっている。当時の課長は補食代・激励費としても交付したと述べており、また、県警本部の中間報告でも補食代、激励費として支出したことを認めている。このことから、「現金出納簿」記載のすべての執行額が真実であるとは断定できない。

元庶務係長から提出された生活安全総務課職員の銃器対策課長あての「領収書」について、当時の生活安全総務課職員から事情聴取することはできなかったが、当時の銃器対策課次席の一人は「部管理費」等として渡すことも考えられるといった証言を行っている。イで述べたような、「基本経費」引き去りの事実を考えると捜査報償費の一部が本来の捜査報償費として支出されなかった可能性がある。

さらに、元庶務係長の証言にあるように幹部職員が、捜査報償費を私的に流用したとする証言については、当時の銃器対策課の課長及び次席は私的流用を否定している。そのほか、私的流用を裏付ける証拠は見出せなかった。

オ 第 5 段階では、捜査員から協力者への現金の交付又は情報取得のための飲食店等の利用経費の支出がなされることとなる。

真正な協力者については、捜査上の機密であり開示できないとの理由で明らかにされなかった。

このような状況の下では、捜査員の証言以外に証拠となり得るものはない。

しかしながら、捜査員の証言は、捜査報償費を渡した状況などについて明確に説明するものではなかった。

さらに、メモ(備忘録)に記載したとの証言があるものの、1名を除いてメモ(備忘録)は廃棄したとの証言であった。なお、メモ(備忘録)の内容については、閲覧できなかった。

また、協力者への支払いに関し、「銃器押収事件報告書」等2件の文書の提示がなされたが、協力者への捜査報償費の支払いを確認できるものではなかった。

県警本部の中間報告では、国費を含め219件については、現時点で執行があったと判断しているが、どのような根拠があるのか、監査では確認できなかった。

以上のことから、捜査員から協力者へ現金の交付がなされたとの確証を得るには至らなかった。

カ 第6段階では、執行された捜査報償費の精算が「支払精算書」によって行われるのであるが、監査対象機関は「支払精算書」記載の協力者については偽名であり、元庶務係長の下書きに基づいて捜査員が記載したことも認めている。一方、捜査員の証言では、下書きの金額は確認したとしている。しかし、下書きを作成した元庶務係長は、下書きに記載された金額について、「現金出納簿」の金額に合わせた内容のものと証言している。金額については、エで述べたように、「現金出納簿」及び「捜査費支出伺」の記載金額が真実とは言えないような状況であり、「支払精算書」の記載内容は虚偽のものと認定せざるを得ない。

また、情報取得のための飲食店等の利用経費の支出については、「領収書」が添付されていたが「領収書」にはあて名もなく、真正に発行されたものであるとしても、当該捜査員がその捜査に関して支出したものであると確認することはできない。

キ 監査対象期間は、平成7年度から平成11年度であるが、監査対象機関が保存している公文書は平成10年度及び平成11年度であり、元庶務係長から提出された文書との照合を行うとともに、提出を受けた平成7年度からの文書との整合性について検証を行った。しかし、平成7年度から平成9年度については、監査対象機関において公文書が保存されていないため照合できなかった。

ク 以上のことから、会計課元次席において、毎月35,000円の「基本経費」が引き去られていたこと、「現金出納簿」に虚偽の記述があること、「支払精算書」は、協力者名等の記述が虚偽であることが認められる。

上記のような手続によって取得された金員が、実際に捜査報償費の目的に即して使用されたことについては確証が得られなかった。

また、「県費捜査費事項別内訳表」が会計課内で作成されていたこと、「基本経費」として一定の金額が定期的に差し引かれていたことから、このような不適正な事務の執行が、会計課と銃器対策課の間で何らかの合意の下になされていたことが認められる。さらに、このことを前提とした銃器対策課での虚偽の「現金出納簿」の作成、虚偽の「支払精算書」の作成等の事務処理がなされており、長期に渡り反復的になされていたことから、組織的に行われていたと判断せざるを得ない。

なお、「領収証」に「10月分部管理費」との記載があることは、生活安全部も関与した銃器対策課の不適正な捜査報償費の事務処理を疑わせるものである。

(2) 旅費

旅費は、精算払に係るものと、概算払に係るものがあり、概算払には口座振込によるものと、緊急用前渡資金による現金払のものがある。

平成9年4月から概算旅費について緊急用前渡資金からの現金による支払制度が創設されている。さらに、平成9年9月から精算旅費及び緊急用前渡資金によらない概算旅費の支給方法が現金払から口座振込の方法に変更されている。

ア 平成9年8月以前の旅費の支払いについては、当時の旅費担当者から事情を聞いた。銃器対策課の旅費受領代理人である庶務係長の口座に出納事務局から振り込まれた後、旅費担当者が各人の分を分けて封筒に入れ、庶務係長を經由して、次席に渡していた。次席の証言では、各特捜班長にまとめて渡し、特捜班長から各人へ現金を渡していたとのことであった。

元庶務係長の「 捜査費等（現金）受領簿」から、毎月旅費を次席に渡したことが推定される。

平成9年9月以降は、口座振込となった。

平成9年度以前の出張命令書等が既に廃棄されており、事実確認をする手段がなかった。

しかし、なぜ「 捜査費等（現金）受領簿」の県費旅費欄に記載があるのか疑念が残る。

イ 平成10年度以降の精算払に係る旅費については、出張命令を捜査員が作成し、旅費担当職員が、命令を基に支給額を計算し、旅費請求システムに入力し各捜査員の口座に入金されている。各月出張命令に応じた1万円から2万円程度の支給がなされており、捜査員の金額に関する証言とも一致している。さらに、捜査員の証言による出張日数からも適正に支出されているものと考えられる。

ウ 平成10年度以降の概算払に係る旅費のうち口座振込に係る旅費については、あらかじめ予定されている出張に対する旅費であるが、その支払い手続は精算払に係る旅費と同様に、各人の口座に入金されており、適正に支出されているものと考えられる。

エ 平成10年度以降の概算払に係る旅費のうち緊急用前渡資金からの旅費の支出については、捜査上緊急な出張が必要な場合、出張日の2日前に命令を受け、前日に旅費支給を受けている。

旅費の支払いについては、庶務係長が、出張者に代わって会計課から現金を受領し、次席に渡し、さらに次席から出張者に交付される。庶務係長が会計課から現金を受領する際、会計課の「前渡資金差引簿」に出張者の受領印を押印している。

出張者への文書照会及び事情聴取では1件を除き「次席から旅費をもらった。」「実際に出張した。」との証言があった。

元庶務係長が作成した「 捜査費等（現金）受領簿」の県費旅費欄には、次席の受領印があり、庶務係長から次席に渡されていた金額が記載されたものと推定される。

出張の事実を確認するため、宿泊先を出張者に確認したが「宿泊先を記憶していない。」等の証言であり、確認できなかった。また、訪問先への事実確認を行ったが、出

張用務に関連する書類が保存期限を経過している等の理由で確認できる回答は得られなかった。

なぜ「 捜査費等（現金）受領簿」の県費旅費欄に記載があるのか、なぜ次席からではなく庶務係長から交付できなかったのか、「受領していない。」との1件の証言は、単なる記憶違いなのか等解明できなかった点が残るが、捜査員に交付されなかった、また、出張の事実がなかったと断定するには至らなかった。

オ 以上のように、一部に解明できなかった点が残るが、旅費の支出については、不適正な支出がなされたとの確証を得るに至らなかった。

(3) 結論

本件監査は、県費を対象とするものであり、請求人主張の国費を含む約6,600万円のうち、県費に係る捜査報償費について、次のとおりの結論となった。

捜査報償費については、その適正な支出を証明すべき「現金出納簿」及び「支払精算書」が虚偽であると認定されるために、形式的にはそのすべてが用途不明であり、不適正に費消されたと判断せざるを得ない。しかし、実質的な違法性については、実際の支出内容で判断すべきであるが、当時の銃器対策課の課長、次席及び捜査員の証言から、すべての捜査報償費がその本来目的としている用途と異なる支出がなされていたとは断言できない。

なお、会計課次席で「基本経費」として引き去られた金員は、捜査報償費の本来目的のため使用されたと検証がなされない限り、不適正な支出と判断せざるを得ない。県警本部の中間報告においても、一部不適正な執行があったことを認めているが、適正に支出したとする根拠も明確ではない。県警本部は、捜査報償費の支出が既に形式的には用途不明と判断される状況を踏まえたときに、支出が適正になされたことの立証責任を負っていることを認識すべきである。

捜査報償費が、適正に支出されたとする根拠や証拠となる関係書類、事績等を捜査活動の秘匿性を理由に、外部の何人に対しても開示できないとする以上、不適正な支出がなされた金額の決定及びその責任の所在の判断は、県警本部長において自ら調査し、これを明らかにする以外に方途がない。また、調査に当たっては、県民の信頼が得られるよう、調査に携わる県警幹部の姿勢を明らかにし、職員等が十分理解し、良心に従った真実の証言が得られるようにすべきである。なお、調査の公正性を確保するため、県公安委員会の監督の下に調査が行われ、その結果が、調査過程を含め、県民の前に明らかにされることが必要である。

以上のことから、県警本部長は、関係者それぞれの責任を明確にし、平成10年度及び平成11年度に銃器対策課へ支払われた捜査報償費全額4,078,683円のうちの捜査報償費の本来目的以外に支出された金額に加えて、平成8年度及び平成9年度において会計課次席に渡された「基本経費」のうち捜査報償費の本来目的のため使用されることが立証できない金額の合計金額（利息を含む。）及び返還すべき関係者を確定し、平成16年7月31日までに、県に返還するよう勧告する。

3 意見

このたびの捜査報償費の不適正支出は、捜査上の秘匿性を奇貨として、偽りの事務処理で事実と異なった一連の会計処理によって行われたものである。

このことは、捜査報償費が県民の貴重な税金で賄われている公金であることの基本的認識と会計制度に対する認識が、職員においても欠如し、さらには、組織としても欠如していたことが大きな要因であり、県民の信頼を著しく失墜させたことは、誠に遺憾である。

したがって、今回のことを契機として、組織を挙げて啓発や研修を行い、公金に対する職員の意識改革と会計制度の周知徹底を図ることが必要である。

また、捜査報償費の執行については、捜査活動の特殊性等から、その秘匿性はあるとしても、公金支出の透明性を確保するとともに、説明責任が十分に果たされるべきものである。

捜査報償費の事務処理は、適正かつ厳格に行われるべきであり、県民の理解を得られるような公金支出の制度や事務処理方法の改善も必要である。

今後、県警においては、自浄作用、自律機能を発揮し、厳正な調査を実施することにより、一日も早く疑惑の実態を解明し、その全容を明らかにして、県民の信頼を回復し、県民の安全で安心して暮らせる生活を守る警察行政が一丸となって進められるよう期待する。